

消費税の軽減税率制度に関するQ&A
(個別事例編)

平成31年(2019年)10月1日の消費税率の引上げと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

消費税の軽減税率制度は事業者の方のみならず、日々の買い物等で消費者の方にも関係するものです。

この「消費税の軽減税率制度に関するQ&A」は、軽減税率制度について、広く国民の皆様理解を深めていただけるよう、わかりやすく解説したものです。

また、今後、寄せられた質問や頂いた疑問点を踏まえて、随時、追加や掲載内容の改訂を行っていく予定です。

凡例

文中、文末引用の条文等の略称等は、次のとおりである。

○ 法令

- 改正法…………… 所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）
- 改正令…………… 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 148 号）
- 改正省令…………… 消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年財務省令第 20 号）
- 消法…………… 改正法による改正前の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）
- 新消法…………… 改正法による改正後の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）
- 消令…………… 改正令による改正前の消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）
- 消規…………… 改正省令による改正前の消費税法施行規則（昭和 63 年 12 月 30 日大蔵省令第 53 号）
- 軽減通達…………… 消費税の軽減税率制度に関する取扱通達（平成 28 年 4 月 12 日付課軽 2－1 ほか 5 課共同「消費税の軽減税率制度に関する取扱通達の制定について」通達の別冊）
- 基通…………… 消費税法基本通達（平成 7 年 12 月 25 日付課消 2－25 ほか 4 課共同「消費税法基本通達の制定について」通達の別冊）

○ 用語

- 制度概要編…………… 「消費税の軽減税率制度に関する Q & A（制度概要編） 平成 28 年 4 月（平成 30 年 1 月改訂）」をいう。

※ 平成 31 年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しています。

I 「飲食料品の譲渡」の範囲等

(生きた畜産物の販売)

問2 当社は、畜産業として肉用牛を販売していますが、生きている牛の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成29年1月改訂】

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますが、肉用牛、食用豚、食鳥等の生きた家畜は、その販売の時点において、人の飲用又は食用に供されるものではないため、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一、軽減通達2）。

なお、これらの家畜の枝肉は、人の飲用又は食用に供されるものであり、その販売は軽減税率の適用対象となります。

(水産物の販売)

問3 当社では、食用の生きた魚を販売していますが、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供される活魚は「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①一、軽減通達2）。

なお、生きた魚であっても人の飲用又は食用に供されるものではない熱帯魚などの観賞用の魚は、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

(苗木、種子の販売)

問7 果物の苗木及びその種子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、果物の苗木など栽培用として販売される植物及びその種子は、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一、軽減通達2）。

なお、種子であっても、おやつや製菓の材料用など、人の飲用又は食用に供されるものとして販売されるかぼちゃの種などは、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

(水の販売)

問8 水の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものであるいわゆるミネラルウォーターなどの飲料水は、「食品」に該当し、その販

売は軽減税率の適用対象となります。

他方、水道水は、炊事や飲用のための「食品」としての水と、風呂、洗濯といった飲食用以外の生活用水として供給されるものとが混然一体となって提供されており、例えば、水道水をペットボトルに入れて、人の飲用に供される「食品」として販売する場合を除き、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

（氷の販売）

問 9 氷の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものであるかき氷に用いられる氷や飲料に入れて使用される氷などの食用氷は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

なお、例えば、ドライアイスや保冷用の氷は、人の飲用又は食用に供されるものではなく、「食品」に該当しないことから、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

（みりん、料理酒、調味料の販売）

問 14 みりん、料理酒等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当しませんので、みりんや料理酒が酒税法に規定する酒類に該当するものであれば、その販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一、酒税法 2①）。

なお、酒税法に規定する酒類に該当しないみりん風調味料（アルコール分が一度未満のものに限ります。）については、「飲食料品」に該当しますので、その販売は軽減税率の適用対象となります。

（ノンアルコールビール、甘酒の販売）

問 15 ノンアルコールビールや甘酒（アルコール分が一度未満のものに限ります。）の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

ノンアルコールビールや甘酒など酒税法に規定する酒類に該当しない飲料については、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、酒税法 2①）。

（酒類を原料とした菓子の販売）

問 16 酒類を原料とした菓子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

酒類を原料とした菓子であっても、その菓子が酒税法に規定する酒類に該当しないものについては、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、酒税法 2 ①）。

（酒類の原料となる食品の販売）

問 17 日本酒を製造するための米の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいい、酒税法に規定する酒類は、ここでいう「食品」から除かれています。

他方、日本酒を製造するための原材料の米は、酒類ではないので、「食品」から除かれず、人の飲用又は食用に供されるものであることから、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

（「添加物」の販売）

問 18 食品の製造において使用する「添加物」の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

食品の製造・加工等の過程において添加される食品衛生法に規定する「添加物」は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、食品衛生法 4 ②、軽減通達 2）。

【参考】

○ 食品衛生法第 4 条第 2 項

この法律で添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によつて使用する物をいう。

（食用、清掃用の重曹の販売）

問 20 当社では、重曹を食用及び清掃用に使用することができるものとして販売しています。

販売に当たり、食品添加物として、食品表示法に規定する表示をしています。この重曹の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものである食品添加物として販売される重曹は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

（栄養ドリンクの販売）

問 22 栄養ドリンク（医薬部外品）の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」（以下「医薬品等」といいます。）は、「食品」に該当しません。したがって、医薬品等に該当する栄養ドリンクの販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一）。

なお、医薬品等に該当しない栄養ドリンクは、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

（飲食料品を販売する際に使用される容器）

問 24 飲食料品を販売する際に使用する容器は、どのような取扱いになりますか。

【答】

飲食料品の販売に際し使用される包装材料及び容器（以下「包装材料等」という。）が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、当該包装材料等も含め軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」に該当します。

ここでの通常必要なものとして使用される包装材料等とは、その飲食料品の販売に付帯するものであり、通常、飲食料品が費消され又はその飲食料品と分離された場合に不要となるようなものが該当します。

なお、贈答用の包装など、包装材料等につき別途対価を定めている場合のその包装材料等の譲渡は、「飲食料品の譲渡」には該当しません。

また、例えば、陶磁器やガラス食器等の容器のように飲食の用に供された後において食器や装飾品として利用できるものを包装材料等として使用しており、食品とその容器をあらかじめ組み合わせて一の商品として価格を提示し販売しているものについては、その商品は「一体資産」に該当します（改正法附則 34①一、軽減通達 3）（「一体資産」の詳細については、IV「一体資産」の適用税率の判定をご参照ください）。

（お菓子用の包装紙の仕入れ）

問 26 当社は、お菓子の製造卸売業を営んでいます。当社では、製造したお菓子を個別包装し、12 個ずつ箱詰めにして、販売していますが、お菓子の製造に必要な資材（原材料）である個別包装の包装紙の仕入れは、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 29 年 1 月追加】

【答】

お菓子を包装するための包装紙は「飲食料品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

したがって、ご質問の包装紙の仕入れは、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一）。

II 飲食料品の輸入取引

(輸入される飲食料品)

問 39 輸入される飲食料品は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されず（改正法附則 34①一）。

なお、課税貨物が「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲用又は食用に供されるものとして輸入されるかどうかにより判定されます。

(輸入された飲食料品のその後の販売)

問 40 当社は、食用のまぐろを輸入して食品加工業者に販売していますが、売れ残ったものは、飼料用として別業者に販売しています。

この場合の軽減税率の適用は、どのようになりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるまぐろの輸入（保税地域からの引取り）は、軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一）。

また、輸入したまぐろを飼料用として販売した場合には、そのまぐろは人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡されるものではないことから、軽減税率の適用対象となりません。

なお、課税貨物が、「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲用又は食用に供されるものとして輸入されるかどうかにより判定されますので、ご質問のまぐろの輸入が軽減税率の適用対象であることには変わりはありません。

(レストランへ販売する食材の輸入)

問 41 当社は、取引先のレストランが食事を提供するための食材を輸入していますが、この食材の輸入は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されず（改正法附則 34①一）。

貴社から飲食料品を仕入れたレストランが、店内飲食用の料理にその食材を利用したした場合、レストランが行う食事の提供は軽減税率の対象とならない、いわゆる「外食」となりますが、貴社が行う食材の輸入は、「飲食料品」の輸入（保税地域からの引取り）であり、また、貴社からレストランへの食材の販売も「飲食料品」の譲渡となりますので、いずれも軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。